

## 令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症にかかる整理について

現在、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」とする。）において令和5年5月8日をもって、五類感染症に移行することに伴い、保育所等にかかる取扱いについては以下のとおりといたします。

## 記

## 1 クラス閉鎖・休園について

事項	現行	令和5年5月8日以降
感染拡大防止のためのクラス閉鎖	同一クラスで3日間、3人以上の感染者が確認された場合クラス閉鎖とする。	今後は原則クラス閉鎖行いません。※

※ ただし、多くの職員に感染がひろがり、職員の体制が整わない場合については、今後も引き続き、クラス単位もしくは全体での休園の場合があります。

## 2 お子さんの登園に関することについて

事項	現行	令和5年5月8日以降
お子さんに熱や呼吸器症状がある場合	発熱に関わらず、登園を控えていただく。	37.5℃を超えた発熱、かつ、元気がなく、機嫌が悪い、食欲がないなど全身状態が不良な場合は登園をお控えください。
お子さんが感染者となった場合	治癒するまでの期間、登園停止	治癒するまでの期間、登園停止 ※医師の判断に従ってください。
お子さんが濃厚接触者に特定された場合	5日間は登園停止	登園できます。
同居の家族がPCR検査を受ける場合	登園を控えていただく。	登園できます。
同居の家族が濃厚接触者に特定された場合	登園を控えていただく。	登園できます。

## 3 保育料（利用者負担額）の減免について

令和5年5月8日以降は新型コロナウイルス感染症に伴う保育料の日割減額は原則行いません。ただし、以下の場合には日割りの減額の対象となります。

①お子さんが新型コロナウイルスに罹患し、11日以上保育所等をお休みする場合は、お休みする期間の日割り減額を行います。この場合お住まいの区の区役所民生子ども課に申請してください（診断書が必要となります）。

②職員の感染等により保育所が休園・休所（クラス閉鎖も含む）した場合についても、日割りの減額を行います（区役所民生子ども課への申請は不要です）。